慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	プライスの説教「愛国心」を契機とするフランス革命論争の序幕 (英国急進運動とフランス革命)
Sub Title	
Author	浜田, 恒一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1935
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.29, No.6 (1935. 6) ,p.817(71)- 854(108)
JaLC DOI	10.14991/001.19350601-0071
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19350601-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

プライスの説教「愛國心」を契機とするフランス革命論爭の序幕

（英國急進運動とフランス革命）

濱田恆一

第一節　急進運動第一期梗概

英國急進運動はケントの區分に從ふならば三期に分たれる。凡そ一七六九年の夏頃より一七八九年のフランス大革命勃發までが第一期、それより一八三二年の改革條例までが第二期、以後が第三期である。さればフランス大革命は急進運動第二期の導火線であり、發端である(註)。

（註）Kent—English Radicals. p. 118.

フランス革命が歐洲の政治思想及び運動に與へた影響の廣さと深さとは、測り難い程なものがあり、英國急進運動第二期がその影響の一斑を成してゐる事は言ふ迄もないが、而も一七八九年の頃に於いて、英國經濟生活が佛蘭西經濟生活よりも遙に進歩せるものであつたことを忘れてはならない。第十八世紀中葉以後、機械生產は有力となつてゐた。殆ど總ての產業技術に適用された複雜な機械裝置の發明の異常なる加速度が、この時期に始り、非人間

的原動力の範圍廣き適用が、當時初めて現れて來たのである。その結果如何に生產力を增進せしめたかは、一七三〇年に於て一、五四五、四七二封度なりし原棉輸入高が一七八一年には、五、一九八、七七五となり、八五年には一八、四〇〇、三八四と急騰し、同じく鐵生產が、一七四〇年の一七、三五〇噸から一七八八年の六一、三〇〇噸に增加せるをみれば思ひ半ばに過ぎるものがあらう。

農業に於ける變化も著るしいものがあつた。既に第十五世紀より行はれたる圍墻は、一七〇〇年より一七六〇年までに八十一萬二千エーカー以上の土地を圍墻したが、一七六〇年以後は更に急激な勢を以て行はれ、その結果ランドロードの領地は擴大され、農業は資本主義的色彩を帶びるに至つた。

農業及工業に於ける這般の變化に對應して、人口狀態にも顯著なる變化が現れ、啻に人口增加率が大となれるのみならず、人口の地域的分布が變化した。農業的地域に於ける人々の相對的減退と、工業地域及び炭田地域に於ける大增加、及び人口の都市集中が之である。職業別人口に就いてみるも、農業階級及び商業階級の相對的減少、製造業階級の相對的增進を示してゐる(註)。

（註）Toynbee. Industrial Revolution. & c.

英國經濟のかゝる先進性は、亦政治思想及び運動の先進を招來してゐる。フランス革命の政治學說が、英國政治學說及び制度の傳承と讃美とに由來するのみならず、自由主義的政治運動としての英國急進運動は、既にその第一期を終つてゐたのである。そこへフランス革命が勃發した譯である。從つて之が急進運動に對する意義を把握するが爲めには、急進運動第一期の主流を顧みねばならぬ。

嘗て筆者が論じたる如く（本誌第廿七卷第九號）英國急進運動は所謂 middle class の政治支配獲得であるが、茲に middle class とは貨幣をその本質的條件とし、本質的生活とする階級である。換言すれば、貨幣利得を主目的とする階級である。故にそれは都市の trader から發達し來つたものであるが、第十七世紀の間に於て、彼等は海外貿易及家內工業に依つて蓄積せる巨富を以て土地を買ひ、地主階級となり、新貴族となり、之に依つて政治に結合した。そして舊貴族及び舊土地階級に依存せるチャールス一世に對する爭鬪の勝利に依つて、クロムウエル政權を樹立する事に成功した。然るにこの治世の下に在つては、中間階級は常に政治の中心に置かれたるが爲めに、その本來の使命たる利潤追求は妨げられ、加ふるに軍閥化せるクロムウエル政府の排外的施政は、商敵和蘭を擊つ限りに於て有利であつたが、その永續は却つて著るしく有害であつた。この事の認識は王制復古への導を容易にしたると共に、彼等の政治的態度を變化せしめた。王制復古以後、彼等の最要なる仕事は和蘭を破りて今や無敵となれるその商權を擴張し進展せしめる事であつた。從つて彼等は再び中間階級國家を建設せんとすることなく、却つて新しき利害と習慣とを、古き制度の枠內に入れ樣とした。換言せば、舊制度を維持しつゝ、その裡に浸透することに依りて、國家を實質的に中間階級的たらしめ樣とした。中間階級は過度にまで公的生活から退き、表面上國民は再び宮廷と平民とに分れた。かゝる狀態の下に、彼等の經濟的發展は急速度で行はれ、一六八八年の名譽革命も、亦、彼等の利害に依つて決せられたことが大であつた。舊敎と結合せるジェームズ二世の政治は、中間階級の建設せる經濟的目的に支配されたる對外政策及商業組織を危からしむるの惧れがあつた爲めに廢止された。

中間階級の勢力は第十八世紀の間にその頂點に達し、全く政治を支配した。上層階級たる土地階級は實質上中間階級から成立した。そして賢明にも舊き諸制度、就中、粗雜幼稚なる選擧制（それは土地所有を基礎とする）を維持することに依りて、專心商業的目的の追求に向つたのである(註)。

（註）Gretton. English Middle

然るに第十八世紀の終りに向ふに從ひ、土地階級的商業階級の優越性は徐々に動搖を來し始めた。それは工業の發展に基く新中間階級の發生であつた。凡そ商業的活動の發展は生產に依つて基礎的制約されるが故に、商業資本がその停止する處なき增殖欲を滿さんが爲めには、生產の增大が爲されねばならぬ。所謂問屋資本の形態に於て商業資本は生產面に入込み、生產を助長すると共に、之を支配した。當初、單なる貿易制度として發展し來れるマーカンチリズムは、やがて「國に不毛の土なく、人に無勞の民なからしめむとする」に至つた。貿易政策はその發展に於て、生產政策に轉化し始めた。かくて工業的側面を有するに至れる商業資本階級は、かゝる側面の增大と共に、土地階級的商業階級との間に、利害の背反を感ずるに至つた。第一期英國急進運動はかゝる工業的商業階級が獨立的小商工業者を率ゐて、土地階級的政治支配を打倒せんとする運動であつた。それ故に、英國急進運動の基本的動向は、勿論、工業資本階級の政治支配獲得であつたが、その第一期に在つては、未だ純乎たる工業資本の政治運動たることなく、工業資本的商業資本の運動たらざるを得なかつた。倫敦のシチーが初期急進運動上に大いなる關聯を有するの事實は、這般の工業的商業資本の運動たることを反映するものであるかの如くである。

凡そ英國急進運動は二つの問題を持つ。その一は「外からの議會支配」であり、その二は天賦人權說に基く人民主權說の主張である。根本的には兩者は同じ思想に屬するものであるが、實際には別個の形式を採り、先づ前者が現れ、第二期に後者が問題となつた(註)。併し第一期が終るまで後者が知られなかつたのではない。否、アメリカ革命は正に高らかに之を唱へたのであつた。否、それ以前から既に存在してゐたのだ。併し具體的問題として現れる事なく、却つて「代表」問題の高揚こそ、アメリカ革命の當面現實的意義であつた。フランス大革命も、アメリカ革命も、共にその本質はブルジョア革命であるのに、何故一度前者の起るや、人民主權の問題が採上げられるに至つたのであらうか。筆者はその大いなる原因として、アメリカ革命が封建制の破壞を伴はざりしに對し、フランス革命が之を當面の大眼目とした事を擧げたい。アメリカ革命に於いて、人口は近代的な政治的自由主義の凱歌を聞いた。急進思想家はこゝに彼等の理想の實現を見出したけれども、彼等の國土に之を實現するには、封建的政治體制の打倒といふ大段階が殘されてゐた。反對に、反動的勢力は彼等の基礎が確に震撼せるを感じはしたが、未だ彼等の據つて立つ制度への挑戰を見出さなかつた。然るにフランス革命に於ては、正にその制度そのものが當面の目標となり、民衆の巨腕に依つて打碎かれたのを見た。換言すれば、天賦人權說の具體化が何であるかを目擊した。急進論者も亦、同じ事を目擊した。彼等が爲さねばならぬ事が、フランスの民衆に依つて先づ爲された事を知つた。英國のそれよりも更に堅固なるの觀があつたフランス封建制が、案外に脆く倒れた事は、實に彼等を鼓舞する處大であつた。今や「人民主權」の問題を前面に揭ぐ可きの秋である事が感じられた。

（註）Class Kent ibid. p. 318

急進運動第二期の發端たる Richard Price の說教「愛國心」は、かゝる時に說かれ、その故に熾烈なる論爭の的となつたのである。

第二節　プライスの政治思想

第十八世紀に於ける主知派倫理學は、三人の著名なる代表者を有した。その三人とは Wollaston, Clarke 及び茲に述べんとする Richard Price である。彼の倫理思想を論ずることは差控へるが、シャフツベリーやハッチエソン等が「道德情操」を以て倫理行爲の基礎とみるに反對し、「善惡が問題となる時、理性に基く決定こそは、理性者に於

ける唯一の行爲動機であり、唯一の原理であらねばならぬ。本能的慈愛は全く德の原理たるものではない。それのみより發する如何なる行爲も、道德的でないと論じた。注意すべき事は、此の時代に在つて、先驗哲學の主張者は屢々革命的政治學說の主張者たることであり、プライスはその適例である。(註) 勿論之は偶然ではない。革命思想の消極的一面は、現實を即ち經驗を批判する事である。この批判には批判の原理を要するが、それは當然經驗的であつてはならない。同時に、革新の指導原理としても、超經驗的な原理が必要なのである。

(註) Halévy Philosophical Radicalism

政治哲學者としてのプライスの名聲は、一七七六年に公刊されたる Observations on Civil Liberty and the Justice and Policy of the War with America と、一七八九年十一月の革命百年祭に於ける說敎 Love of Our Country とに依るものである。ケントの言ふ處に依れば、前者の廉價版六萬部は忽ち賣盡された。それはバーク及びジョンソンよりの應答を喚起すると共に、倫敦市はその所論に對する嘆賞を表明する爲めに、彼を公民として遇することにした。併し筆者が當面の問題となるものは、この小冊子ではなく、說敎である。この說敎は單に聽衆を激しく感動せしめたのみでなく、後、印刷に附された時、バークを鬪爭場裡に引出し、保守主義の最有力なる辯護論「Reflection on the French Revolution」出版の動機となり、以てフランス革命是非論爭の原由として、第二期急進運動の嚆矢を爲したのである。

而して玆に注意すべきは、プライスが、非妥協派の僧侶なるの一事である。固よりフランス革命は、總ての改革論者を欣喜せしめたのであるが、就中、之を以て、夙に爲さるべくして爲されざりし改革への一大刺戟と感じた階級があつた。それは英國々敎に服する事を肯んじなかつた人々である。當時の英國に於ては、分離派に屬するものは、Test Act に依つて、官吏、議員、及び都市爲政者となるを許され居らなかつたので、實に幾度も議會請願が反復されて來たのであるが、丁度フランス革命の年にも亦試みられ、例に依つて無效に終つた。然るに National Assembly の人權宣言は、總ての市民が、平等に、總ての地位に就任するの資格あること、並びに、何人と雖も、政見の自由を認められることを明示してゐる。これ等の事が、今や舊敎主義の專制國フランスに成就したのに、英國に在つては、名譽革命後既に一百年を經たるに拘らず、舊態依然たるものであつた。この事は痛く非國敎派の人々を刺戟し、宗敎的改革と政治的改革とは、提携して進んだ。プライスの政治的說敎とその大いなる反響とは、かゝる潮流の一表現なのであつた(註)。

(註) Brown The French Revolution in English History P. 29

當時英國には一六八八年の名譽革命を記念する British Revolution Society なるものが存在してゐたが、一七八九年十一月に革命百年記念祭を行つた。本來、百年祭執行は決して不自然でも不當でもないと思はれたので、下院は首相ピットの同意の下に、この祝賀會に對し、國民的承認に基く尊嚴さを與へんとして、一の決議案をさへ可決した。然るにこの百年祭はフランス革命に對する潑剌たる同情を示し、剩へ牧師プライスの說敎は人民主權の主張を力强く宣明したのであつた。

プライスに從へば、人間は先づ自己を顧慮し、家族を顧慮し、やがて國家を顧慮する。この愛國心は尊い情熱ではあるが、又、情熱であるが故に、統制と指導とを要する。それは至上の情熱ではなくして、人類愛に從たるものである。國を愛することは良い。併し國の利益を追求するに當つては、見識はそれを超えて進まねばならぬ。吾々は力の及ぶ限り國の爲めに盡さねばならぬが、併し同時に自己を、世界の市民として考へねばならぬ。そして他の

國々の權利をも良く觀察して、以て偏狹なる愛に陷る事を防がねばならぬ(註)。

(註) Price Discourse on the Love of Our Country. (Political Tract vol. 10) p. 15

人類の福祉は眞理と德と自由である。知識の弘布に依つて、野蠻國と區別され、宗教的德に依つて、無神論や不良の徒の國と區別され、自由に依つて奴隷の國と區別される。知識は人をして、人たるの自覺を得しめ、之に依つて迷信は除かれる。併し乍ら、德なき知識は人を惡に導き、知識なき德は人を激情家たらしめる。而してこの兩者に自由が加る時、始めて社會の光輝が完成される(註)。

(註) Price ibid. p.

云ふまでもなく、這般の自由の裡には、國法を遵守し、その執行者を尊敬するの義務が包含される。凡そ政府とは、吾々の一身、財産及び名譽の侵害を防がむとする機關であり、且つ社會員に對し、その自由を、他人の自由を害せざる限りに於て、確保せむとするものである。國法は之等の目的を達せんが爲めに、社會の同意を得たる規則であり、長官は之等の法を執行する爲めに、社會に依つて任命されたる役人である。從つて法及び長官に對する服從は、共同社會に對する吾々の顧慮の表現に外ならないと。(註)

(註) Price ibid. p.

這般の服從の義務を說明し、同時に被治者阿諛と治者の倨傲とを警めむとして、プライスは人民主權說を述ぶるに至つた。曰く役人は公共の奴僕であり、國王も亦公共の第一奴僕に他ならない。國王は公共に依つて作られ、公共の費用に依つて維持され、公共に對して責任を有する。彼に拂はれる名譽は、公共に對する彼の關係に基くものであり、彼の神聖は共同社會の神聖に外ならない。彼の權威は共同社會の權威であり、Majesty なる語は、彼自身の Majesty に非ずして、國民の Majesty である。此の故に國王は、その個人的價値如何に拘らず、吾等の尊敬と服從との資格を有するものであり、かゝる尊敬を奪ふ事は有罪であると。(註)

(註) Price ibid. p.

更に進んで、一六八八年の革命に對する深い喜びと讃美とを語り、若し吾等のこの革命に對する感謝にして純粹ならば、この革命が英國民に與へたる幸福を擴大し改善せんとする努力を伴はねばならぬ。特に、この革命の原則を忘却する事なき樣戒心せねばならぬと。而して彼がその原則として擧げたものは、次の三つである。

(1) The right to liberty of conscience in religious matters

(2) The right to resist power when abused

(3) The right to choose our governes; to cashier them for misconduct: and to frame a government for ourselves.

而して一六八八年の革命は、右の三原則、特に最後のものを基礎とすると附言してゐる。(註)

(註) Price ibid. p.

かの革命は偉大なる事業であつたが、併し決して完全無缺のものではない。而して最大なる缺陷は「代表の不平等」といふ狀態に、憲法を置いた事である。言ふ迄もなく、立法に於ける代表は、立憲的自由の根幹であり、一切の合法的政府の基礎であるが、この代表にして頗る部分的ならば、自由は單なる空名である。加之、選擧が腐敗して居り、當選後に於ても、腐敗せる勢力下に置かれるならば、そは有害物となると。

Love of our Country に現れたる政治思想は、大凡、右の如くであつて、之を包むに、自由への熱情とフランス革命への狂熱的讃美とを以てしてゐる。此の如き主張は、元來、新奇なるものに非ずして、British Revolution Society

が從來から主張し來れる事を、改めて力說したに過ぎないのであつたが、當時の社會狀勢とプライスの眞摯なる態度とは、聽衆に絕大なる感動を與へ、偶々來聽せる Priestly の如きは、感動の餘り涕泣したといはれてゐる。而して同時に、該 Society は、フランスの國民議會に向つて、祝福文を送つたのであつた。

這般の政治思想とフランス革命讃美とを粉碎せんとするものが、Edmund Burke の Reflections on the Revolution in France (1790) であつた。

第三節　バークの佛蘭西革命論

エドモンド・バークの政治思想及びその發展を論ずる事は、固より本節の主題でも無く、亦、かゝる大名を有する政治哲學者のそれを、僅少の紙數を以て敍する事は不可能であるが、彼のフランス革命論が彼の政治哲學體系と關聯せる限り、極く梗概的ながら、一應こゝに筆を起さゞるを得ない。

フランス革命の政治哲學が、天賦人權說を基礎とせるは周知の事實である。人權宣言はその前文に於て、「人權の不知、無視又は蔑視を以て社會的不幸と政治的腐敗との唯一の原因なりと考へたるが故に、嚴肅なる宣言に於て、這個の自然的、不滅的不可讓的權利を確立せん事を決意せり」と明言し、宣言第一條に「人は生れながらに自由であり、常に自由であり、その權利に關して平等である」と宣明してゐる。

バークはこの人權說を拒否する。彼に從へば、政治學說はその實踐的成果に依つて判斷せらる可きである。「政治問題は、元來、正否に關聯するものでなく、善惡に關聯するものである。結果に於いて害惡を生ずるが如きものは、政治的に誤謬であり、善を生むものは、政治的に眞正である」と。かくの如き功利主義的政治學說は、究極するところ、その經驗主義より出でたるものゝ如くである。彼は「フランス革命論」に於て曰く、「政治科學は醫學や生理學の如く、經驗的科學であり、他の凡ゆる經驗的科學と同樣に、先驗的に說く可からざるものである」と。政治哲學用うべき方法は、現存社會の觀察である。社會が存在してゐる事それ自身が、その有利なる前提であり、社會が人の必要を滿足せしめ、從つて國家の眞正なる目的を果してゐる事の證據の始めである。國家その他の政治形態が、長年月に涉つて存在し續けて來た事は、それが活動の重なる證據である。それは敵對的諸力の作用に抵抗し、幾時代もの經驗の蓄積を物語つてゐると。かゝる本質的に經驗的な、從つて保守的な政治哲學は、之を先入觀念論と時效論(theory of prejudice and theory of prescription)とに總括される。(註)

(註) Halévy ibid. p. 159.

先入觀念とは、豫め抱懷された意見であり、既製概念である。それは人類の蓄積されたる經驗である。之を嫌ふ者は第一原理にまで遡り、自ら完全な政治哲學を、一々の實踐的問題に就いて再建しなければならぬが、かくては彼の實行的能力は全く無に歸せざるを得ない。眞正なる哲學者は先入觀念を探究し、その裡に隱れたる深き思慮を發見せんとすると。

右の先入觀念說を法學に引入れたものが時效の主張である。「時效は總ての〇〇中で最も確固たるもので、單に財產に對してのみならず、この財產を確保する處のもの、即ち政府に對しても然りである」。私法上で云へば、時效は財產權の基礎である。凡そ人は「期待感」と稱すべき感情を有じて居る。萬人はその所有するものを維持せん事を自ら期待する。この期待にして裏切られんか、彼は失望を感ぜざるを得ない。所有する期間の長きに從つて、失望も大である。正義とは既得の權利に對する尊重に外ならないのであり、財產は所有權が永き時效を基礎とする限り、肯定される。

私法に就いて眞なる事は、公法に於ても亦眞である。英國憲法の優秀は、それが「時效による憲法」たる事である。その唯一の權威は、それが人の記憶にない時から、存在し來つた事である。英國民は彼等の國の憲法が、何故に、同時に王制的、貴族的平民的であるかを、夢にも不思議に思つた事はない。彼等は何時憲法が作られたかを忘れてゐる。彼等は個人がその肉體を受けるが如く、憲法を承受すると。(註)

(註) Halévy ibid. p. 158.

かゝる保守的政治學說の唱導者が、佛蘭西革命に激しい嫌惡を感じ、之への熱狂的同情が英國内に起れるを見た時、「一切の平靜を失つて」嘲笑と惡罵とに滿てる Reflections on the Revolution in France and on the proceedings in certain societies in London relating to that event (1790) を書いたことは、當然といはねばならぬ。

バークの筆は先づ僧侶が政治を論ずるの不適當を指摘するに始り、「神學的政治學者」「精神的な政治醫者」を揶揄し冷笑したる後、プライス所說の反擊に入る。バークが第一に問題としたのは、プライスが一六八八年の革命に依つて、確立されたと主張する、前述の三原則である。

その第一は the right to choose our governers である。バークは曰ふのに、若し一六八八年の革命の原則を、何處かに探し求めむとするならば、それは Declaration of Right の裡に存する筈である。それは英國憲法の骨子であるが、An Act for declaring the rights and liabilities of the subject and for setting the succession of the crown と記され、人民の權利と王位繼承とが、一體として宣言され、兩者が不可分の關係に置かれてゐる。從つて、この宣言の裡に、プライスの云ふが如きことの支持を見出し得ない。

後、アン女王の皇嗣が薨去し、世嗣が無くなつた時、王位の安定と國民の自由の確立とが、再び立法の問題となつた。これは前述の權利を樹立すべき第二の機會であつたが、國民は決してプライスの言ふ如き原則に從はずして、Declaration of Rights の原則に遵ひ、同じく、人民の自由と王位世襲とを、一個の法律の中に結合した。「吾等の統治者を選む權利の代りに、ジェイムズ一世の血統を引けるプロテスタントたる者の王位繼承を以て「王國の平和、安靜及安固の爲めに、絕對に必要であり」且つ「かゝる繼承の確實を維持する事は、等しく急務であり、臣民は自己の保護を、安んじて之に托す事が出來る」と宣言した(註)。

(註) Works of Edmund Burke. vol. II. p. 286.

右に依つてみるに、「國王選擇權」といふが如きものは、決して一六八八年の革命原則中には認められないのである。

云ふ迄もなく、オレンヂ公ウィリアムは、ジェイムズ王の長女メリーの配偶者ではあるが、ジェイムズ王の子ではなく、從つて血統の點では、多少岐路へ外れてゐる事は確かであるが、併し國民がオレンヂ公を迎へた事は決して「選擇」の行爲ではなくして「必要」に迫られての行動である。この必要に迫られた一時的行爲に就てさへも、Declaration of Rights の起草したソムマーズ卿は、極力之を粉飾し、隱蔽せんとした。この事は、逆に、世襲觀念の强烈なるを物語るものと云ふべきである。而してソムマーズ卿は法律といふが如き、冷たい命令的な形式を避けて、貴族及び庶民の宣言といふ形にしたが、その宣言に於ては、その祖先の王位を繼承して英蘭を統治されることは、神の惠みであり、臣民は心の底から之を讃へ、之に感謝すると述べてゐる。而してこの起草者が、エリザベス女王第一年の Act of Recognition 第三章及びジェイムズ一世のそれの第一章を、頭に浮べてゐた事は明であつて、そのまゝの言葉や形式が踏襲されてゐるのを見出すのである。然るにこの二つの法令は、王位の世襲的性質を、强

く宣明せるものなのであると。(註)

(註) "The Lord Spiritual and Temporal, and Commons, do, in the name of all the people aforesaid, most humbly and faithfully submit themselves, their heirs, and posterities forever; and do faithfully promise that they will stand to, maintain, and defend their said Majesties, and also the limitation of the crown, herein specified and contained, to the utmost of their powers." &c., &c.

右に依つて明かなる如く、王位世襲は古くからの定めであつて、嘗ては慣習法に依り、現在では成文法に依るの差異があるのみである。此等二種の法は同一の力を有し、同一の權威に由來するもので、一般的承認と國家の始源的契約より生じたものである。かゝる限り、それは條件が遵守されてゐる限り、亦、國王と臣民とが同じ國家を維持する限り、國王及び臣民を等しく束縛するものであると。(註)

(註) Burke ibid. p. 386.

次にバークが取上げたものは、the right to cashier them (governers) for misconduct である。プライスがかゝる權利の確立を主張するの基礎は、ジェイムズ二世の廢位であるが、バークに依れば、その廢位は決して misconduct といふが如き、不明確な事に依つてではなく、遙に具體的な事柄に依るものである。若し misconduct に依つて政府を倒壞せしめ得るとせば、如何なる政府と雖も須臾も存立し得ざるものであり、そは却つて平和と安固に反するものである。プライス氏はその說教に於て、國王は自らを國民の主權者たるよりも、寧ろその奴僕と看做す可きであると論じてゐるが、それは誤謬である。國王は或意味に於ては、疑ひも無く國民の奴僕である。何故ならば、國王の權力は一般的利益の爲め以外には、合理的目的を有しないからである。けれども通常の意味での奴僕ではない。奴僕は他人の命令に服從し、任意に働かせる事が出來るのであるが、ブリテンの王は正にその反對であり、英國憲法の條章に、かゝる規定は全く存しないと。

然も國王放逐の行爲は、武力を用ゐる事なくしては行はれ得ざる可く、かくてはそは戰爭の問題であつて、憲法の問題ではない。そは國家の重大問題であつて、全く法律の問題ではないと。(註)

(註) Burke ibid. p. 392.

第三は the right to frame a government for ourselves であるが、之亦一六八八年の革命が行へる實踐及び理論と、全く相異る事は、前二者と同樣である。之を明ならしむる爲めに、バークは Magna Charta, Petition of Rights, Declaration of Right を援用して曰く「Magna Charta より Declaration of Right に至るまで、吾が憲法の一貫せる方針は、吾等の自由をば、遺產として要求し、主張することであつて、何等か他の一般的權利、又は先行的權利に關聯せしむることが無く、之に依つて吾が憲法は、その複雜多樣なる構成部分の間に、劃一性を保持し得たのである」と。言ふ迄もなく、英國民の自由を以て、遺產と看做すことは、同時に世襲的王制と世襲的貴族制を承認することであらねばならぬ。曰く「吾等は世襲的王權と、世襲的貴族制と、下院と、而して舊く祖先から傳承せる特權及び自由を享受する國民とを有する」と。

而して「這般の政策は、自然に隨へるより生じたる幸福なる結果である。英國民は世襲の觀念が保存の確實なる原理と委讓の確實なる原理とを與へ、然も改良の原理を除外することなきを熟知してゐる」と。(註)

(註) Burke ibid. P. 416.

かくの如き所說が、彼の一般的政治學說に當然由來するものなる事は、一目瞭然である。プライス反擊の方法が、

既に然りである。プライスの所説が、一の抽象的な政治學説としての當否を論じやうとしたのでは無く、一六八八年の革命その他の英國史の事實の裡に、プライスの所説を支持すべきものが無い事を立證せんとしたのである。元來プライス自身がその所説の基礎を、一六八八年の革命の事實に求めたのであるから、之を否定することがプライスへの直接的打擊たるは勿論であるが、然もバークの所論はこの事にのみ限定される可きでなく、プライス所説の如き事實が、英國史上に存在することなく、却つて反對の事實が存する事を立證せんとするものであり、從つて如何なる他の事實を以てするも、プライス的結論が支持し得ざることを力説するものである。從つてバークの所説を反擊すべき方法は、全く新なる政治學説の主張に據つて、事實の存否ではなく、事實の當否を問題としなければならない。そして之は後にトーマス・ペインが採用した方法であるが、バーク自身に在つては、前述した如く、政治問題は當否の觀點より考へらる可きで無く、偏に功利の見地から論ぜらる可きなのであり、而して從來の英國政治制度は、固より瑕疵はあるにしても、全體として有益なものと考へられてゐるのである。

プライスの所説を駁し去つたバークの筆は、いよ〳〵本題目たるフランス革命論に突入する。

先づ彼はフランスの新平等原理を以て、不幸なる腐敗を全階級に擴大せしめたと主張する。而して多くの惡罵の後に、かゝる腐敗と弊害との續發を以て、National Assembly の構成の不適當に歸せしめてゐる。Tiers Etat は三階級の人々から成るが、數に於ては第三階級が他の二階級を合したるものに等しく、從つて第一、第二の階級から、小數の者が第三階級に合流すれば、主權は之が手中に歸する。然るに第三階級代表者の素質をみるに、法律家や醫者が多い。彼等は從來國家に於て尊敬を受ける事の少なかつた人々であり、從つて國政に參與する資格に乏しきものである。殊に醫師に至つては、本來かゝる仕事に不適當な人々である。其他に、投機業者が加つてゐるが、かゝる團體が失政を仕出かすは正に自然であると。(註)

（註）Burke ibid. p. 508.

之等の言葉に現れた貴族主義は、筆が進み、惡罵が反復さるゝに從つて著るしくなり、遂に文字通りの庶民政治に反對し、talents と abilities と property との政治を主張して曰く「能力並びに財産を代表せざるものは、一國の適當なる代表ではない」と。而も彼は財産、特に世襲的財産を尊重する。「財産の本質は不平等たることである。されば巨萬の富は危險の可能性の外に置かれねばならぬ。然る時は、そはより少なる財産の防塞となるものである」。而して「財産を家に傳承せしむる力は、財産に屬する最も價値ある事情の一であり、且つ社會そのものゝ永續に最も有利なるものである。家族財産 family property と世襲的所有に伴ふ尊嚴との所有者は這般の移讓に對する自然的保證である。上院は此の原理に基いて作られ、下院も亦事實上は、この原則に基いてゐる處が大であると。之等の言葉の裡に、吾等は土地貴族のイデオロギーを明に看取することが出來る。單に財産權の尊重すべきを説くならば、プライス亦然りであるが、バークのそれは特に世襲的財産であり、家族財産であることを注意せねばならぬ。(註)

（註）Burke ibid. p. 528.

世襲財産の左袒者であり、而して宗教尊重論者であるバークが、革命フランスの教會否定及教會財産沒收に、限りなき憤怒を感じたは當然である。

バークに從へば、凡そ宗教は文明社會の基礎であり、一切の善と、一切の滿足との源泉である。人間が、生れながらにして宗教的動物であることは、吾等の衿恃である。されば無神論は惟り吾等の理性に反するのみならず、吾等の本能に反するものであるが故に、それは永續し得ざるものである。反對に宗教は國家に不可缺のものである。

元來、社會は一の契約である。一時的利害を對象とする低位の契約は、固より任意に之を解除し得るかも知れないが、「國家」なるものはコーヒーや煙草輸入の組合とは異る。それは一切の科學、一切の藝術その他、凡ゆる德と凡ゆる完全との組合である。然るにかゝる組合の諸目的は幾代もの間に成就せらるべきものであるが故に、この組合は亦、過去、現在及び將來の人との間の組合である。個々の國家の個々の契約は、永久的社會の一大基本契約の一條項に過ぎない。それは一切の肉體的及び精神的自然を、その命ぜられた地位に保持する處の、不可侵なる誓約に依つて承認されたる確固たる約定に從ひ、より高き自足とより低き自然とを結び、眼に見ゆる世界と見えざる世界とをつなぐものである。此の法は、此の法に服從すべき人々の意思に服從することなきものである。這般の普遍的王國內の自治團體は、一時的改良の考を以て、彼等の從屬的社會の結帶を引裂き、之を解體して、第一義的要素の無連絡的混亂に陷れる自由を有しないものである。それは最高の必要たるに過ぎない。そは思惟を越えたる必要であり、一切の論議を認容せず、一切の證明をも必要とせざるものである。かゝる必要は決して契約なる原則への例外ではない。何となれば、この必要そのものが、事物の物的及精神的性質の一部であり、人間は同意又は强制に依つて之に服從しなければならない。併し若し必要に服從すべきところのものが、選擇の對象となる事あらば、這個の法は侵され、自然は叛逆される。而して叛ける者は理性と秩序と平和と總の世界から、狂氣と無秩序と不德と混亂との世界に墮ちねばならぬと。以上の事は、言葉を換へて云へば「德に依つて完全となるべき人性を與へ給へる神は、亦、その完成に必要なる手段として、國家をも欲し給へること」を意味し、かくて「神と國家とは不可分であり、敎會は國家にとつて、單に便利なものとしてゞなく、不可缺のものとなる」のである。(註)

(註) Burke ibid. p. 542.

而して宗敎は人類感(sense of mankind)を養成する事に依つて國家を淸めるものであるが、そは自由市民に對しては特に必要である。何故ならば自由市民はその自由を確保する爲めに、一定部分の權力を享受しなければならないが、かゝる場合、國家及び國家に對する彼等の義務と結合せる宗敎が必要となる。かくて所謂 established church の必要をバークは示し、之が熱烈なる擁護を試みるのである。此の原則は專政王制の下に於てよりは、集合的主權の下に在る國家にとつて、より一層必要である。何故ならば「王」の場合には、その權力を實施するに當つては、各種機關の援助を得る必要上、その權力は事實上決して完全であり得ないが、人民主權者の場合には、その權力が頗る强大である。加之、多數人より成るが爲めに名譽心乏しく、その權力の行使が、往々にして、無恥に流れ易いからであると。曰く「それ故に完全なるデモクラシーは、最も無恥なるものである。最も無恥なるが故に、最も恐れを知らざるものである」と。

然るに National Assembly は國民的信義といふ驚く可き口實の下に、國家に對する債權者を保護する爲めに、市民の財產を沒收した。だが文明社會に於ける第一義的信義は、市民の財產に對して守らるべきものであつて、國家に對する債權者の要求に對して爲さるべきでない。市民の要求は之に先行するものであり、亦、その資格に於ても最高であると。

而もバークはかゝる事態の本質が、何であるかを良く理解した。曰く「かゝる不正は、理由のない事ではない。それは舊い土地階級と新しい貨幣階級との鬪爭である。その鬪爭に於て、最有力なるものは後者の階級であり、而して之と結合せるものが、新に擡頭せる政治學者の群であつた。彼等はルヰ十四世の死後、宮廷保護を失ひ、自ら作らむとした二つの大學と「百科辭書」の大事業とは、之に貢獻する處大であつた。此等の文人は這個の目的の爲め

に、フランスの貨幣階級を支持した。他面、彼等は下層階級に對する熱意を裝ひ、以て貨幣階級の爲めに、之と下層階級との連鎖となつた。教會財產が狂暴なる攻擊を受けたのは、之等二階級が指導的階級となつたからである」と。之等の言葉の裡に、余はバークがフランス革命の本質を、即ちそれは貨幣階級の運動たる事を看破せるを見出し、フランス革命に對する彼の狂的嫌惡を理解し得る樣に思はれる。Halévy の言葉を藉りて言へば、バークは全歐洲に於ける僧侶と貴族の代辯者である。正にこの言の如く、本書に於ても、バークは實に反復幾度か、教會と貴族と、そして兩者の權勢の淵源たる王制とを辯護してゐる。

政治問題の抽象的論議を好まないバークは、王制とデモクラシーヌ又は共和制との理論的比較を行はず、否、却つて時にはデモクラシーが必要となる場合もあり、進んでは望ましきものとなる事もあるとは稱してゐるが、然も心中、之を懌ばざるものがあることは、その語氣より推して明白である。然るに尙バークは、果してフランスの王制が顚覆を是非必要としたか、或は尙、改良を容るゝの餘地があつたかの問題を、現實の事實に依つて判斷せん事を主張し、その經驗主義を徹底せしめんと努めてゐる。

彼は云ふのに、這般の判斷の重要なる基礎として、人口及び富を採ることは不當ではない。今、フランスに於ける人口をみるに、プライス博士自身の主張される如く、急速な增加を示してゐる。固り之は自然の惠みに依るものであるが、舊政府がかゝる自然の惠みを、阻害しなかつたと云ふ事は出來る。然らばかゝる政府を以て、最惡なる政府であつたとは考へ難い。第二の標準たる富（この場合、バークは貨幣を指してゐる）をみても、ネッカアの計算に依れば、巨額の富がフランスには存在してゐた。之亦政府が最惡のものたらざりし證左であると。然らばバークの結論は明かであらう。(註)

(註) Burke ibid. p. 556.

轉じて National Assembly の行くゝる全立法の根幹を攻擊せんとする。

バークに從へば、National Assembly はその全立法を、三種の異れる基礎の上に置いてゐる。basis of territory, basis of population, basis of contribution の三つが之である。第一の基礎に基いて、全國は八十三個の均一面積を有する縣に分たれた。かゝる均一面積的分割が、各種の不便を有すべきは、容易に想像し得る處であるが、併し「實情を知らない」との理由で、深くは論じない。第二は選擧權の問題であつて、こゝに至つてバークは、革命下のフランス政治機構の根本に觸れるに至つた。バークは言ふのに、彼等（National Assembly の人々）に從へば、人は嚴に平等にして、自己の政府に於いて、平等なる權利を有するの資格あるものである。この所說に從へば、各人はその投票權を有すべく、而も各人は、立法に際して自己を代表すべき人を、直接に選ぶべき筈である。然るにこの核心的原則は一貫される事なく、幾つかの階段を經て、初めて選ばれ、その結果、選ぶ人と選ばれる人とが、全く無關係な事になつてゐる。而も最初の選擧段階たる Canton に於て、投票者は或制限を受けねばならぬ。即ち、三日間の賃銀に等しい額を支拂はねばならぬ。こゝに至つて、バークの筆は辛辣である。「何て事だ！ 不可侵なる人權の制限？ 諸君は自然が人の生誕に當つて、無償で彼に與へ、地上の如何なる權威も正當に之を奪ひ得ないと彼に告げたその權利を、今や買へと命じてゐる」と。

Canton は更に Commune に議員を選んで送る。この際に人權は、第二の制限を課せられる。即ち、十日間の賃銀額を支拂はない者は、Commune に選擧され得ないのだ。選擧の階段は未だ終らない。Commune は Department に議員を送り、Department の議員が更に選ばれて National Assembly の議員となるのである。而もこの最後の段

階への過程で、第三の制限を蒙る。即ち、National Assembly の代議士たるには、一マークの銀價を、直接貢納として、支拂はねばならぬ。かくの如き方法は、明かに財産に注意を向けた事を示すものであつて、これは別個の制度に關してならば正當であるかも知れないが、フランス革命者の建てた制度としては、全く支持され難いものだと云ふ。(註)

(註) Burke ibid. P. 572

バークのフランス革命論は、餘りにも多くの感情的毒語に滿され、今日之を讀む者には、却つて反對の效果を生むの傾き大なるものがあるけれども、この選擧制の批判に於ては、所言一々肯綮に當り、反革命の爲めに千均の重みを加へたものと云へるであらう。

最後にバークが論難の的となれるは、フランス共和國統一の手段である。改めて述ぶる迄もなく、デモクラシーを好まざるバークは、フランスが共和制なることに、多大の杞憂を感ずるものであつて、特にその一國としての統一結合を危ぶむものである。この危ぶまれたる統一は、バークに從へば、三つの手段に依つて保たれてゐる。その一は財産沒收及び之に結び付けられた紙幣である。詳言すれば、敎會所有の土地を沒收し、之を引當てにして紙幣を發行することである。バークはこれが國家的結合の手段として、一時的に有效な事を認めるが、久しからずして、沒收が紙幣を維持するに不足なる事が、恐らくは見出さるべく、かくては却つて國家的混亂を加重するに至るであらうと云ふ。加之、紙幣價値の變動は常に統制力の動搖を生ぜしむる。併しこの制度に伴ふ更に大いなる危險は、貨幣的權力が爲政者の手に全く把握される結果として、商業其他が支配され、その結果、事實上の寡頭政治が行はれるに至ることである。亦、貨幣價値及び沒收地價格の變動に由つて、國家への投機的精神が釀成される。且つ、かゝる場合に、敏活なる行動に依つて利を得るは、多く都會人に限られ、その結果都會の勢力の增大と田舍の不滿とを惹起する。されば、若し這個の制度にして繼續せられるならば、フランスは自治機關の煽動者と、都會の團體と、敎會所有地の販賣委託人と、そして投機業者とに支配されるに至り、平等と人權との夢のみが殘るであらうと。(註)

(註) Burke ibid. p. 558.

結合要素の第二は、巴里の優越であり、第三は國家の軍隊である。巴里の優越は、前記第一の結合要素と深く聯結して居るものであるが、とまれ巴里は一切の政治の大發條であり、National Assembly の人々が、全立法及行政機關を動かし得るは、巴里の力に依つてゞある。從つて、その力を强め得る一切の事が爲されなければならぬ。その結果、巴里の優越は一種の强制力と化し、その故に氷續し難いであらう。第三の結合要素たる軍隊も、フランス陸相の報告に依れば、今や綱紀全く紊亂してゐるが、National Assembly の力が軍隊に依存すること甚だ大であるから、かゝる綱紀紊亂が、フランス共和國の結合を弱めることは疑ひないと。(註)

(註) Burke ibid. p. 576.

バークが Reflections に於て論じてゐる問題は、決して上述せる處を以て、盡きてゐるのではないが、既に多くの頁を費したことでもあり、且つフランス革命論難を通じて表明されたる、バークの反動思想の大要は紹介し得たと信ずるから、諸他の問題は之を割愛する。

第三節　トーマス・ペインのバーク反擊

深き學殖と牢固たる反動精神とに、而して激烈なる嫌惡とを以て爲されたるバークのプライス及びフランス革命攻

擊は、正しく急進思想家の陣營に放たれたる巨彈であつた。然もそれは保守派の守勢的戰鬪に於てゞはなく、積極的攻勢的戰鬪に於ける、最初にして而も最大なる砲彈であつた。バークの著書は忽ちにして、騷然たる論難と辯護との渦に捲込まれるに至つたが、その論難者の最大なるものが、トーマス・ペインであつた。

有り餘る熱情と正義感の故に、その生涯を放浪の裡に過さねばならなかつた、天才的革命兒ペインが、既にアメリカ獨立戰爭への業を終り、更にフランスに第二の革命を見聞し、今や溢るゝばかりのフランス革命讃美の念を以て故國に歸つて來た時、彼が遭遇したものは、バークの Reflections であつた。蹶起せるペインは九一年三月十三日、"The Rights of Man", being an Answer to Mr. Burke's attack on the French Revolution 第一編を、九二年一月十六日その第二編を刊行した。

固より本書當面の目的は、バークのフランス革命論の反駁であるが、然も之に止らずして、英國憲政に對する國民の盲信を打破し、進んでは米佛二國に於ける如く、英國にも亦革命を齎らんとせるものであつた。從つてその說く處は、單にフランス革命のみに限られずして、廣く自己の政治思想一般を展開してゐる。故に筆者も亦、同時に兩者を明かにしたい。それに依つてのみ、バークとペインの思想の根本的對立を知る事が出來るのである。

ペインの數多き作物の中、最も彼自身の愛したものは、アメリカ獨立戰爭の開幕時に著せる、彼の最初の革命的書物たる Common Sense であるが、その開卷第一頁に見出すものは、次の言葉である。「或著者達は社會と政府とを混同し、兩者の間に殆んど、又は全く區別を設けない。然るに兩者は單に別個のものたるに止らず、亦、異れる起源を有する。社會は吾等の欲望に依つて作られ、政府は吾等の邪惡に依つて作られる。前者は吾等の愛情を結合して、吾等の幸福を積極的に增進し、後者は吾等の非行を抑制して消極的に貢獻する」と。社會と政府とのかゝる區別は、ペインが政治思想の一礎石である。併し固より之は彼の獨創ではない。例へばディヴッド・ヒュームはその人性論に於いて、同樣な思想を明示してゐる。孤立せる個人は、その多くの必要に應ずべき自然的能力に缺けてゐる。この缺陷は社會に依つてのみ滿し得べきものである。政府なるものは甚だ有益なるものではあるが、總ての事情の下に必須なものではない。政府なくして社會を維持することは、不可能ではないと。(註二) スミス經濟學も亦政府と社會との區別を强調せるものである。いはゞ之は時代思想であつた。ペインに殘されたる仕事は、この觀念を革命的結論にまで押進めることであつた。(註三) 如何なる過程を通じて之は爲されたのであらうか。

(註) Hume-Treatise of Human Nature. Pt. II. Bk. III. Sect. viii.

(註) Elie Halévy-The Growth of Philosophic Radicalism. P. 129.

ペインに從へば、人は自然權(natural right)を有する。自然權なるものは、人がその存在に由つて有する所の權利であつて、神に依つて與へられたものであり、先人より傳承せるものではない。自然權は創造者にその始源を有するものであるが故に、人はこの意味に於て平等なる權利を有するものである。何故ならば創造に關するモーゼの說示に依れば、男と女との區別以外に、如何なる區別をも創造者は爲さなかつたのである。されば自然權の中には、一切の知的權利(intellectual rights or rights of the mind)並びに他人の自取權を害せざる限り、自己の滿足と幸福との爲めに個人として行動するの權利が包含される。

此の如き自然權は亦社會權(civil right)の基礎たるものである。社會權とは社會員たる事に依つて人に屬する權利である。凡ゆる社會權は個人の裡に先在する何等かの自然權をその基礎に有するものであるが、この自然權たるや、之を享受せんが爲めには、總ての場合に於て個人の力を以てしては、不充分なる如きものである。安固と保護

とに關する一切の權利は、社會權に屬するものである。かゝる說明からして、人が社會を構成せる後にも、尙、保持する自然權と、社會の一員として、共同のストックの中に投入れたる自然權とを區別するは容易である。

前者の自然權は、之を行使するの力が、權利そのものと等しく、個人に於て完全なものである。例へば宗教はその一である。後者の權はかゝる力の不完全なものであるが故に、之を社會の共同ストックに預け、以て社會と腕を組むのである。(註)

（註）Rights of Man. Pt. I. p. 44.

では人は如何にして社會を形成するに至るのであるか。

それは自然が個人の獨力では滿たし得ない樣々な欲望を人間に與へたからである。「總ての場合に、自然は人間の自然的欲望をして、その個人的力量よりも大ならしめた。何人と雖も、社會の援助なくして、その欲望を滿し得ない。這般の欲望は凡ゆる個人に働きかけて、恰も重力が中心に働くと全く等しく、彼等の全體をば社會に强制する」(註)。

（註）Rights of Man. Pt. II. Chap. I.

併しこれだけではない。もう一つのものは社會的感情(social affections)だ「自然は人間の中に社會的感情を植付けた。これは人の存在には必要ではないが、その幸福には缺くべからざるものである。人の生涯を通じて、この社會愛の働きが止まる時期はない。それは吾等の存在と終始を共にする」と(註)。

（註）ibid.

右の所說が自然主義を基調とすることは云ふまでもないが、之と併行して、又は之と混合して、功利主義的觀念が見出されることを注意せねばならぬ。總ての自然權は「自然」に依つて與へられたものであるが、人間に於ては「自己の滿足と幸福との爲めに行動する權利」となつて現れる。社會權に至つては、功利主義的色彩は更に濃厚である。それは全く他人の援助によつて自己の欲望を充足せんとするところから發してゐると解釋されて居る。社會生活は「人間の自然的衝動と並びに相互的利益から營まれる」この意味に於いて「人は社會的生物である」。

E. Halévy はペインの思想の裡に功利主義特にベンサムの思想に等しいものを見出すことが著るしい。兩者の比較は之を別の機會に讓るが、人權宣言第一編に比べて、第二編が遙に多く功利主義的思想を包含する事は Halévy 所說の通りである。兩者の間には約十ケ月の日時が介在するが、かゝる短時日の間にペインの思想が變つて來たと主張する事は困難であつて、寧ろ第一編と第三編との執筆目的の相違が、かゝる結果を生むだと解するが正當であらう。即ち、第一編はその副題が示すが如く「バーク氏のフランス革命攻擊に對する應戰」を目的とする。バークの攻擊は極く大雜把に云へば、二つの方面に加へられてゐる。その一はフランス革命の理論的表現たる、天賦人權說を基礎とする政治理論に對する反擊であり、その二は革命の現實過程に對する攻擊である。後者に就いては、之を駁するにペインは不便を感じない。彼はフランス革命の目擊者である。而もアメリカ革命の發端から終了まで戰ひ拔いて、革命の何たるかを熟知せる目擊者である。多少誇張すれば、Halévy の言ふが如く、彼以上に適當なフランス革命史家はゐないとさへも云へよう。事實、彼は人權論第一編に於いて、その目擊せる事實によりて、バークの革命への非難を反駁してゐる。併し理論的方面ではさうは行かぬ。學名一世に高かりしバークと精細なる理論鬪爭を行ふ事は、ペインの學殖を以てしては、甚だしく不利であり、亦、ペインの性格とも合致しない。彼の得意は事物の核心を捉へ、之を溢るゝ熱情を以て端的に表現し、直接に人の心情に訴へる事である。バークの著書の社會

的影響を打消す事を目的とせる第一編に於て、彼が論爭の中心を自然權の存否に置いた事は、確に當を得たものであつた。然るに第二編はバーク攻擊を主目的とはしてゐない。第一編の實行とバークの沈默とは、彼に勝利を確信せしむるに充分であつた。今や彼の目的は第一編の所論を敷延し、具體化して、之を人々の理性的信念にまで深める事であつた。されば副題も、亦、「原理と實踐との結合」となつてゐる。凡そ人間社會の制度の可否を論ずるに、之が單に理論的要求に發せるものならば知らず、苟くも具體的實踐的目的を以て爲される以上、必ず制度の利害如何が問題とならざるを得ない。然らば功利主義的思想が第二編に多く現れたのは、自然の數と言はねばならぬ。

さて、次には這般の原則から、政府論が引出される。

凡そ政府なるものは、三つの原因から生ずる。其の一は迷信であり、その二は權力であり而してその三は、社會の共通的利害及び人の共通的利害である。僧侶政治及び英國政府は夫々(一)及び(二)に該當する。第三に屬するものは、個人自身がその一身に屬する主權に於いて、互に政府を作る約束をするのであつて、かくの如きものゝみが眞正なる政府である(註)。併し政府に關する明白なる觀念を得るには、更に憲法とは何かを知らなければならぬ。

（註）Rights of Man. Pt. I. p. 48.

憲法とは civil government の完全なる組織に關する一切と、而じて據つて以て政府が行動すべき原則、及び政府が束縛される原則を包含するものである。從つてそれは政府に先行すべきものである。實に憲法が政府に對するは、法が法廷に對するが如きものである。判官が所與の法に準據して裁判を行ふ如く、政府は憲法の命ずる處に從つてのみ行動し得るものである。されば判官が自ら法を構成し得ざるが如く、政府自ら憲法を作り、又は之を變更するを得ない。故に「先年ピット氏が議會に提出せる議會改革案は、誤れる原理に立つものである」議會は自己を變更する權限を有しない。改革の權利はその始源的性質に於ける國民に存するのであり、之が立憲的方法は、かゝる目的の爲めに選ばれたる國民一般の會合に據るの方法であらうと。(註) かくの如き所說は議會代理論の極端なるものであり、急進運動の大眼目たる「外からの議會支配」の最も徹底せるものである。

（註）ibid. p. 51.

這般の一般的理論を以て、英國政體を批判する時、如何なる結論に到達するか。

英國の政體は議會を有する世襲君主制即ち「混合政府」(mixed government)と稱せらるべきものである。批判はこの世襲王制に向けられる。英國王制の始源は William of Normandy の「英蘭征服」に見出される。「征服」を起源とする政府が tyranny であり、自己統治者を自ら選むべき國民の自然權に對する侵犯たることは、論ずるまでもない。この侵犯は「世襲制」たることに依つて一層加重される。假りに最初の王が國民の自由なる意思に依つて作られたとしても、それが次代の國民の意思如何に拘らず繼續されることは、次代の國民が有する自然權の侵犯である。英國々民はその自然權に於いて、自らの統治者を選び、之に非行あらば免黜し、且つ國民自ら政府を作るの權利を有するのであるが、エドマンド・バーク氏は英國民のかゝる權利を否定する。その論據とする處は一六八八年に於ける William 及び Mary に對する議會宣言である。宣言に曰く「The lords spiritual and temporal, and commons, do in the name of the people aforesaid most humbly and faithfully submit themselves, their heirs and posterity for ever 又バーク氏は他の一法令に於ける一節を援用する「bind us, our heirs and our posterity, to them, their heirs and posterity, to the end of time. そして言ふのに「たとへ革命以前に英國々人(the people of England)がかゝる權利を有したとしても、かの革命の時に、自ら及び子孫に對し、永久に之を放棄したのである」と。

洵に一六八八年の議會は自ら及び選擧民に對し爲すの權利もあり、亦、爲すべきでもあつた事を行つた。然るに代理に依つて有するかゝる權利に加ふるに、その子孫をば永久に束縛し制規する權利をも、勝手に設定した。前者の權利は當然認められるが、後者のそれは斷じて許し難い。凡ゆる時代、凡ゆる世代が、自己の爲めに行動する事は常に自由である。併し次代を統制し束縛せんとする如きは、次代の自然權を侵犯する事甚しいものであり、最も激しい壓制である。されば一六八八年の宣言の中、後代に關する部分は、その權利なきに行へるものである。從つてそれは後代を束縛するの力なきものである。

之を具體的に考へても、世襲王制なるものは不合理である。凡そ一國の統治者はその國民各般の事情に精通して居なければならぬが、王は常に國民と隔絶してゐる。世襲制に至つては、その不合理は一層甚しい。世襲的數學者といふことが無意味なるごとく、世襲王制なるものも無意味である。國の最も賢明なる者に依つて統治はなされるべきであるのに、世襲は賢愚に拘らず、當初の王の子孫を王位に就かしめる。王制は又、常に政治的腐敗を伴ふものである。これは各般の官職年金等を授與する權利を王が有する爲めに、之を好餌として、王はその奢侈生活を維持し擴張する。その結果は重稅となつて現れる。

國王のかゝる專恣を阻止する爲めに、英國は議會を有すると主張されるが、この主張は、絕對權への欲望が國王の自然な病であること、及び、平民は王よりも賢明又は信賴に値するといふ事を前提としてゐる、否！ 抑、平民が抑止せねばならぬ樣な權力が、何故、王に與へられたかといふ事になる。而も實際に於て上院なるものは貴族的壓制の殘存物であり、僅に下院のみが英國々民の自由を防護する機關である筈であるが、その代議士は小數の、時には二三人の選擧民に依つて選出されてゐる。議席は公然と賣買されてある。それ故に形式上は議會があるけれども王は惟り上院のみならず、下院をもその意思の下に置くことが出來る。英國民は絕對王制に戸を閉ぢたけれども、之を開く鍵を王に與へるの愚を爲したのである。王の意思が「法」たるは、英國に在つても、佛蘭西と異る處はないのであるが、英國王が土耳古王の如くに壓制的でないのは、國民の構成に依るのであつて、決して政治の構成に依るのではない。更に嚴格なる批判を以てすれば、元來、英國には眞の憲法なるものが存在しないと云はなければならぬ。英國憲法は英國政府に先つて存在しなければならないのに、事實は憲法に先つて政府が存在したのである。人は大憲章を以て憲法と考へるかも知れないが、それは非常な誤りである。マグナ・カルタなるものは、强奪されたる權利の一部を取戻したものに外ならない。Bill of Rights は政府の各部分がその權限を分け合つたものであつて、國民の權利に就いては、請願權が認められたに過ぎない。かくの如きは斷じて憲法ではない、英國民が憲法と信じて居るものは、壓制を緩和せんとせる這般の努力に過ぎないと。

英國憲法の此の如き不合理に比して、羨むべきは米佛のそれである。

米國憲法の成立をみるには、先づ各州政府の成立を觀ねばならぬ。之をペンシルヴニア州の例を以て示さんに、對米鬪爭の開始以來、州內の各地は委員會を選擧してゐたが、政府建設の必要を生ずるや、一所に會合し、事態を宣明し且つ各個の地方に向つて、憲法起草の爲めに、代表を選擧せんことを要請した。自ら憲法起草の事に從事しなかつたのは、その目的の爲めに選擧されなかつたからである。憲法起草の會議はベンジャミン・フランクリン司會の下に開かれて、之が草案を得るや、一定の期間を附して之を公告し、一般の贊否を問うた。右公告期間が終了し、一般の贊成が明かとなつたので、初めて之は正式の憲法として成立した。この憲法の如何なる條項と雖も、政府に依つて變更せらるゝを得ない。而も憲法中に將來發見さるべき事ある缺陷を改め、亦、事情の變化に應ずる爲

め、七ケ年毎に憲法修正會議が選擧されることになつた。

合衆國憲法制定の手續も同樣で特にこの爲めに選ばれたる會合に依つて原案が作られ、公告され、各州の同意を得て初めてそれは正式のものとなつたのである。洵にペインの所見に合致した制定手續であるが、本來ペインの所說そのものが、このアメリカ憲法制定の事實から生れたものではなからうかといふ事が考へられる。アメリカ憲法制定前の著書即ち"Common Sense"及び"Crisis"には先に述べたる如き「憲法論」は說かれてゐない。否「憲法問題がそも〳〵採上げられてゐない。前書が獨立思想のアヂを目的として書かれ後者が戰時に於ける士氣鼓舞を目的とするものであり、且つ「獨立」の能否が問題となつて居た時代で、未だ「憲法制定」の如きが當面の問題となつてゐなかつたから、前記二著に於ける憲法論の缺如を以て、直ちにペイン自身に於ける、かゝる缺如と解する事は早率の譏なしとしないが、然もアメリカ渡行前に於けるペインの經歷及び學歷を考慮するならば、彼の憲法論を以てアメリカ產だと斷定する事は、他に之を覆すべき證據の見出されざる限り、大いに不當とは言ひ難いと思ふ。

アメリカ生れの憲法論はフランスで成長した。先づ National Assembly は立法的權力として國民に依つて選ばれたものである。the personal social compact である。その代表者達は始源的性質に於ける國民を代理するものである。されば現在の Assembly の權限と、將來作らるべき Assembly の權限とは異る。現在のそれは憲法を作ることであり、將來のそれは憲法に定められたる原則及び形式に準據して、立法することである。而して選擧權は年六十スウの租稅を支拂ふ者に與へられる。この規定に對し、ペインは異議を申立てるべきではなからうか。天賦人權の行使が、課稅に依つて阻まれることは正しいであらうか。然るにペインは「バーク氏は如何なる規定（英國憲法史のこを以て、之に對抗せしめるか」と言つて、寧ろ之を誇つてゐる樣である。だが當時の思想に於てはこれは矛盾とは考へられなかつた。「改革の父」であり、同じくアメリカの門を通じて急進運動に突入せる Mayor John Cartright はその政綱中に「普通選擧」を掲げてゐるが、それは高い財產制限を附せられたものであり、後、之を緩和したけれども、遂に財產制限を撤廢するには到らなかつた。近代的意義に於けるプロレタリアートの發展が未だ存在しなかつた當時に於て、之は當然であつた。之が爲めにはチャーチスト運動の時まで待たねばならぬ。

フランス憲法は選擧人の數に比例して代表數を定めることになつてゐる。「バーク氏は之に對抗する如何なる規定を擧げるか」と再びペインは之を誇つてゐる。腐朽選擧區や懷中選擧區の多かつた英國選擧區に對し、フランス憲法の規定は、多大の實感を以て迫れるものである。

特に重要なるは、國王と主權とが、フランス憲法に於て、區別されてゐる事である。それは王の地位を以て一の官職と考へ、主權は之を國民に置いてゐる。さればフランス憲法に在つては、國民なる名は國王の前に置かれる。之れ人權宣言第三條に基くものたるは、言ふ迄もない。この當然の結果として、「立法」は「行政」に先行する。法は王に先行する La Loi, Le Roi. されば フランス王は、英國王が My Parliament と言ふ如くに、my assembly とは呼ばない。National Assembly の議長も亦、國王に對し英國下院議長が爲すが如くに to grant to the Assembly Liberty of speech を乞ふ事はしない。言論は人の自然權に屬する。之を用ゐる事は National Assembly の義務であるといふ事になつてゐる。

フランス憲法には貴族院なるものはない。ラファエットは英國上院を a corporation of aristocracy と呼んだ。

フランス憲法は僧の地位を改革し十分一稅を廢止し toleration も intoleration も否認して universal right of conscience 侶を樹立した。之と關聯して「國家と敎會」の關係をどうするかの問題があり、バークは敎會と國家とを

常に結合すべきを主張し National Assembly が之を行はなかつた事を非難した。之に對してペインは兩者の分離を主張する。總ての宗教はその本質に於て溫和であり、道德の原則と結合せるものである。然るに國家と結合するに至つて、別個の相を呈するに至つた、かのスペインの宗教裁判は本來の宗教から發せずして、國家と教會との間に生れたる（Church established by law）と稱せらるゝ、雜種動物から生じたものである。英國民の間に怨恨と無敎とを新たならしめ、クエイカー敎徒と及び分離派と稱せられる人々を、アメリカに逐やつたものは、この奇妙な動物が英國に生れた事であつた。國法に依る敎會設立をやめよ、然らば凡ゆる宗敎はその當初の溫和を取戻すであらう。アメリカに於ては、カソリックの僧侶もエピスコパリアンの牧師も、皆良き市民であり、隣人である。これはアメリカに國立敎會なるものが無いからと言はざるを得ないと。

英國憲政にその腐朽をみ、米佛二國にその新生の光輝をみたるトーマス・ペインは、斷固たる英國憲政の革新を主張せざるを得なかつた。

ペインは言ふ。アメリカ及びフランスの革命以來政治組織に關する世界の意見は變化してゐる。王制的世襲的政府の下に在る國民の不良なる狀態をみる時、かゝる制度が有害なるものであり、政府の原則及び構成に於ける一般的革命の必要が明かとなるのである。然るに從來革命と稱せられたるものは、人の變更か又は地方的事情の變更に過ぎなかつた。それ等は發生し、當然の事の如く、倒れて行つた。そしてそれが發生した場所以外にまで及ぶべき影響を有しなかつた。然るに今やアメリカ及びフランスの革命から、世界に見出す處のものは、事物の自然的秩序の革新であり、人の存在の如くに普遍的にして、且つ政治的幸福並びに國民的繁榮と道德とを結合せる一組織である。今日尙存在する政府の形式と原則とが、之が設立されたる時の世界の事情に適合せるや否やは、この場合問題でない。たゞそれ等が古ければ古い程、現狀との一致を缺く事は、いよ〳〵大である。時、事情及び意見の變化は風俗習慣に基礎を置く政府の型式を陳腐ならしめる。國民の繁榮を最も良く增進すべき農業、商業、工業等は從來のものが要求せるとは別個の政治組織と、之を運用すべき別個の智識とを要求すると。

人類の開明なる狀態を以てみれば、世襲的政府がその倒壞に瀕し、國民的主權の廣汎なる基礎に立つ革命と、代表に依る政府が、歐洲に進行つゝある事を認識するは困難でない。さればそれ等の接近を豫見し、理性と調和とに依つて革命を作り出すことは、之を激勵の發生に委すことよりは、遙に賢明なる行爲であると。總ての革命思想家と等しく、ペインも亦革命の到來を、早いものと信じてゐた。腐敗せる英國政府の如きは、七年位で倒れるであらうと稱してゐる。

その跡にペインが採用せんとするものは、一院制度を有する共和制である。併し彼は之をレパブリックとは、況んやデモクラシーとは呼ばない。デモクラシーとは、ペインの所言から推測するに、民衆の直接支配（代議制なき）を言ふものであり、レパブリックとは本來 public thing と言ふ事があつて、何等一定の政治形態を意味しないと言ふ。從つてペインは自己の主張する政府を單に representative government と呼ぶ。

凡そ急進論の基礎には、常にロック的哲學が横つてゐる。政府なるものは、何等かの意味に於て、契約又は同意に基くものと考へられてゐる。選擧權は自然權の發動として、萬人に屬するものと考へられた（實踐的には必ずしも萬人ではない）。そしてその最大なる主張は「外からの議會支配」であつた。ペインの思想は之を包含する。否特にその色彩は濃厚であつた。實にペインは第十八世紀急進論の特色を、非常な程度で、示して居た。彼は理性が自由に展び、社會の裡に浸透するならば、そは人類を支配し、結局は之を幸福なる狀態に導き得るの力あるを信じた。

それ故に彼は樂觀的傾向を多分に有して居た。そして社會的政治的改革の急速なる接近を信じて居た。抽象的自然權の信者なる彼は、そして革命家なる彼は、歷史と傳統と慣習とを輕視した。Jebb 及び Cartright と等しく、常備軍を忌み、兵營は壓制的だと攻擊した。(註)

(註) Kent-English Radicals p. 117.

されば彼を以て急進論者と看做すことは不當ではない。だが件し、彼は爾余の急進論者の多くよりも、一層急進的であつた。その一は英國憲法の改正よりも一歩を進めて、新しく之を作ることを主張せる事であり、その二は共和制の主張である。急進論は眼前に英國憲政の腐敗をみつゝあるに拘らず、尙、英國憲法の信者であつた。「執拗な生一本な急進論者」たるカートライトでさへさうであつた。彼はアメリカ革命を肯定し、そのイデオロギーたる自然權の觀念を採用したが、同時にそれは「吾が憲法の精神であると。アメリカの獨立の到來は、その反亂の故に非ずして、「吾が測り知れぬ尊き憲法」の下に於ける、アメリカ植民地發展の結果であると考へられた。この點「英國に憲法なし」と叫べるペインと著るしい對照を爲してゐる。併しペインの議會及び憲法論難も、之等を廢棄して獨裁的政治を行はむとする如きものに非ずして、新しき憲法新しき議會を以て、之に代へんとするに外ならない。その代議論は先に一言せる如く、「議會代理論」の最も徹底せるものである。彼が憲法制定の手續の範例として揭げたる、ペンシルヴァニア州憲法制定の實例をみよ、憲法會議は單に憲法を起草せるのみであつて、之を決定するの權限を有しない。その權限は國民が之を有する。之に對する讃美は前進せる「代理論」に外ならない。彼は亦共和論者であつた。本來、急進論者は必ずしも共和論者ではないが、急進論の基礎たる自然權論は之を憚る處なく押進めれば、共和論に到著するの可能性を有する。されば當時に於ては、共和論者と急進論者とは、屢〻交錯して居る。一七六九以後に於ては、公然たる共和論者は常に激烈なる急進論者であつた。彼等の中、最も特筆すべき者は Mrs. Catherine Macaulay で、その論敵ジョンソン博士が「天國にも王制がある」と彼女に語つた時、彼女は決然として答へた「それならば妾は天國に行き度くない」と。その他 Thomas Hollis, Thomas Day 等が居た Thomas Paine も同じ流に棹さす一人であつた。ケントの言ふが如く、彼は非常な個人主義者であつたが、併し果して「後世の無政府主義哲學の正統な直系的な祖先」であつたどうかは、遽に斷定し難い。洵に政府は害惡であると看做されたけれども、然もそれは necessary であると考へられた。政府なき社會の存在はその社會が小範圍のものに限られる事が述べられてゐる。筆者を以てみれば、彼の個人主義は第十八世紀後半に一般なるものである。ケントの所言が彼に適用せられ得るものであるならば、それは亦等しく、同時代の多くの思想家達にも、例へばアダム・スミスにも、適用され得るものであると云へよう、寧ろ反對に、ペインには無政府主義哲學は之を見出し得ないと云ひ得る。彼が單に當時の政府を攻擊するに止らずして、進んで共和制的政府を主張せる事は、その一論證たるべく、亦彼が相當詳細なる稅制改革論を公表してゐる事も、他の一論證となるに足るであらう。急進論は無政府主義の兄弟ではあつたかも知れないが、その父母ではなかつた。この事は急進論の本質を考へてみれば、直ちに了解される。それは民衆に依る政治支配獲得の運動であつて、斷じて「政治否定」の運動ではない。抽象的に考へれば、自然權の存在に就いての信念を基礎とし、理性に多大の信賴を置く處の「急進思想」は、一歩進めばゴドヴィンに到達する筈であるが、現實的には、この一歩を、決して急進思想は踏出しはしない。踏出せば「急進思想」は急進「運動」から遊離する。そして思想の「本質」が變つて了ふ。

結　言

以上、プライス、バーク及びペインの三者が說く處を顧るに、その中心問題は、王權と民權の關係如何に置かれてあるが、この事が這個の論爭を以て、急進運動の第二期に入れる事を示すものとする所以である。これは表面上憲法論爭であるが、その本質が土地を基礎とする貴族制の攻防戰であることは、一見して分明である。それなればこそ、爭ひは三人に止らずして、實に多數の論者が登場し、次の機會に敍する如き、殆んど未曾有の政治論戰が展開されたのである。茲に述べたのは、眞にその序幕に過ぎないのではあるが、この序幕に登場せる三人は、いはゞ千兩役者たる人々であつたが故に、之を詳論するの必要を、筆者は認めたのである。併し同時に、如何に千兩役者が登場したとは云へ、序幕たることに變りはない。從つてフランス革命論爭の分析的解明は、之を通觀したる後に讓ることゝし、此處は單なる紹介的記述を以て擱筆する。

古版經濟書解題

シモンド・ヅ・シスモンディの『經濟學新原理』其の他

高橋誠一郎

一

ジャン・シャール・レオナール・シモンド・ヅ・シスモンディ（Jean Charles Léonard Simonde de Sismondi）の處女著は、彼れが其の一家の不幸に由つて、トスカンに移住した翌年、即ち一千七百九十六年に起稿した『自由民の憲法に關する研究』（Recherches sur les Constitutions des Peuples libres.）であるが、此の著は彼れをして五個年の歲月を費さしめたに拘らず、遂に未完成、未出版に終つた。彼れの著作にして初めて世に現れたものは、一千八百年、其のトスカン在住の終りに於いて著され、其の翌一千八百〇一年デュネーヴに於いて上梓せられた『トスカンの農業略圖』（Tableau de l'Agriculture Toscane, par J. C. L. Simonde de Genève, M. C. de l'Académie Royale des Georgofiles de Florence.）である。

此の書は農業の實際に關する描寫的說明的の著作であつて、單に少數の經濟的意見を包含するに過ぎない。彼れ